

市民後見人養成講座 受講者募集要項

1 目的

誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるように、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の生活を、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動により支えていく「市民後見人」に対する期待が高まっています。

御殿場市と小山町では、この「市民後見人」として必要となる基礎知識を習得していただくことを目的として「市民後見人養成講座」を開催します。

2 主催

御殿場市、小山町

3 実施

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会

4 協力

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

5 定員

40名（御殿場市：30名、小山町：10名）

6 対象者（次のいずれにも該当する方）

- ① 成年後見制度及び高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意がある方
- ② 権利擁護及び福祉の担い手として活動する意欲がある方
- ③ 20歳から概ね70歳までの心身共に健康である方
- ④ 御殿場市又は小山町に住所を有している方
- ⑤ 市民後見人養成講座の全日程を受講できる見込みがある方
- ⑥ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会又は行政書士会に所属していない方

7 日程及び会場

① 日程 令和元年10月5日（土）から令和元年12月21日（土） 全11回

② 会場 市民交流センターふじざくら（御殿場市萩原988番地の1）

施設実習（1日・5時間）は、御殿場市及び小山町内の福祉施設で行います。

8 受講料

無料（ただし、テキスト代として7千円程度の実費負担があります。）

9 受講申込み

受講申込書に必要事項（受講動機を含む。）を記入し、令和元年8月30日（金）までに、御殿場市社会福祉協議会又は小山町社会福祉協議会まで提出してください。

郵送の場合は、令和元年8月30日（金）必着でお送りください。

10 受講決定等

募集締め切り後に書類選考により受講者を決定し、受講の可否については9月中旬までに連絡します。

11 修了要件

- ① 全科目を受講し、かつ、体験実習等のレポートを提出した方に修了証を交付します。
- ② 施設実習を除き、やむを得ない理由により欠席した科目と15分以上遅刻及び早退した科目については、補習を受けていただくことで受講扱いとします。
- ③ 欠席した科目数と遅刻・早退した科目数の合計が8科目を超える場合は、修了証は交付しません。

12 受講修了後について

養成講座を修了した方で市民後見人として活動する意思のある方には、各社会福祉協議会の審査を経て、各社会福祉協議会の法人後見支援員として、一定期間、実務経験を積んでいただきます。

13 注意事項

- ① この養成講座を受講することによって何らかの資格が得られたり、成年後見人等に選任されることを保証するものではありません。
- ② 受講申込書に御記入いただいた個人情報は、この養成講座の管理運営のみに使用します。

【問い合わせ】

御殿場市社会福祉協議会 〒412-0042 御殿場市萩原 988 番地の 1

電話 0550-70-6801

小山町社会福祉協議会 〒410-1311 小山町小山 75 番地の 7

電話 0550-76-9906

カリキュラムについて

開催日	時 間	テ ー マ	科 目
① 10/05(土)	9:30 ~ 10:00	開講式・リエンテーション	
	10:00 ~ 12:00	市民後見概論	市民後見概論
	13:00 ~ 14:30	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論
	14:40 ~ 16:10	成年後見制度の基礎	法定後見制度・任意後見制度
② 10/12(土)	10:00 ~ 12:00	対象者理解	知的障がい者・精神障がい者
	13:00 ~ 14:00	成年後見制度の基礎	成年後見制度と市町村責任 成年後見制度利用支援事業
	14:10 ~ 16:10	対象者理解	認知症高齢者
③ 10/19(土)	10:00 ~ 12:00	対人援助の基礎	対人援助の基礎
	13:00 ~ 14:00	関係制度・法律	税務申告制度等
	14:10 ~ 14:40	成年後見制度の基礎	日常生活自立支援事業
	14:50 ~ 15:20	体験実習①	体験実習についての留意点
④ 10/21から 11/08まで	左記の間の1日 (5時間)	体験実習②	施設実習
⑤ 11/09(土)	10:00 ~ 11:30	関係制度・法律	介護保険制度
	12:30 ~ 13:30	民法その他の法律の基礎	家族法
	13:40 ~ 15:40	民法その他の法律の基礎	財産法、刑法その他の基本法
	15:50 ~ 16:20	関係制度・法律	後見活動を取りまく社会資源
⑥ 11/16(土)	10:00 ~ 11:00	関係制度・法律	高齢者施策・高齢者虐待防止法
	11:10 ~ 12:10	関係制度・法律	障害者施策・障害者虐待防止法
	13:10 ~ 14:10	関係制度・法律	生活保護制度
	14:20 ~ 15:20	関係制度・法律	健康保険制度・年金制度
⑦ 11/23(土)	10:00 ~ 12:00	成年後見の実務	成年後見実務の基本視点 職務の範囲・概要
	13:00 ~ 14:30	成年後見の実務	財産管理
	14:40 ~ 16:10	成年後見の実務	身上監護
⑧ 11/30(土)	10:00 ~ 11:00	成年後見の実務	後見開始審判の流れ 就任時にすべきこと
	11:10 ~ 12:10	成年後見の実務	報告、後見報酬付与申立
	13:10 ~ 16:10	成年後見の実務	財産目録の作成 収支予定の作成 後見計画の作成
⑨ 12/07(土)	10:00 ~ 11:30	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際
	12:30 ~ 15:00	成年後見の実務	後見終了時の手続き 死後事務
	15:10 ~ 16:10	市民後見活動の実際	現役市民後見人による実践報告
⑩ 12/14(土)	10:00 ~ 16:00	課題演習 (グループワーク)	事例報告と検討
⑪ 12/21(土)	10:00 ~ 11:00	レポート作成	市民後見人像
	11:10 ~ 12:00	修了式	

令和元年度 御殿場市・小山町 市民後見人養成講座

受講申込書

ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男
氏名			<input type="checkbox"/> 平成		<input type="checkbox"/> 女
住所	〒 - -				
電話番号	自宅	-	-	携帯	- -
主な職歴	会社名・業種等				勤務年数
					年
					年
					年
主な資格					
後見人等の受任状況	後見人、保佐人、補助人、任意後見人などを受任したことがありますか。				<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
確認事項	市民後見人養成講座の受講対象者の要件に全て該当しますか。				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
参考事項	市民後見人養成講座説明会に参加しましたか。				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(受講に当たり配慮が必要な方は、その内容を御記入ください。)				

(裏面に続く)

※ 御記入いただいた個人情報は、市民後見人養成講座の運営管理のみに利用させていただきます。

※ 申込み期限：令和元年8月30日(金) 郵送の場合は必着

令和元年度 御殿場市・小山町 市民後見人養成講座

記入例

受講申込書

ふりがな	<input type="checkbox"/> みくりや きんたろう	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	30年10月20日	<input checked="" type="checkbox"/> 男
氏名	御厨 金太郎		<input type="checkbox"/> 平成		<input type="checkbox"/> 女
住所	〒 412-0042 御殿場市萩原988-1				
電話番号	自宅 0550-70-6801	携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
主な職歴	会社名・業種等				勤務年数
	ふじさん産業株式会社				38年
					年
主な資格	介護職員初任者研修修了				年
					年
後見人等の受任状況	後見人、保佐人、補助人、任意後見人などを受任したことがありますか。				<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない
確認事項	市民後見人養成講座の受講対象者の要件に全て該当しますか。				<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
参考事項	市民後見人養成講座説明会に参加しましたか。				<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(受講に当たり配慮が必要な方は、その内容を御記入ください。)				

(裏面に続く)

裏面には、受講の動機を御記入ください。(200字程)

※ 御記入いただいた個人情報は、市民後見人養成講座の運営管理のみに利用させていただきます。

※ 申込み期限：令和元年8月30日(金) 郵送の場合は必着